通関協議会(本関地区)

(令和2年12月開催関係)

令和2年12月開催の通関協議会につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となりましたが、当日横浜税関から説明を予定しておりました議題の配布資料を掲載いたしますのでご活用願います。

〇 配付資料

- 1. 「年末特別警戒期間」における協力依頼について
- 2. 年末年始における税関業務のお知らせ
- 3. 令和3年中の延滞税等の割合
- 4. フルフィルメントサービスを利用する貨物に係る輸入申告の留意点 について
- 5. 第 54 回通関士試験の結果について
- 6. 関税 率 表 第 07.14 項 の物 品 のうち冷 凍し又 は乾 燥したものに ついて
- 7. 日 英 包 括 的 経 済 連 携 協 定 に係 る業 務 説 明 会 について

次回の通関協議会は、Zoom機能を使用したオンライン方式での実施を予定しております。詳細については、別途お知らせさせていただきます。

当協会に関するご質問・通関協議会の議題等がありましたら、 事務局あてご連絡ください。

> 公益財団法人日本関税協会横浜支部 TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

令和2年12月

横浜税関

令和2年 「年末特別警戒期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

特に、年末においては輸出入貨物や郵便物が増加し、これに便乗した密輸事犯の増加が懸念されることから、下記のとおり「年末特別警戒期間」を設定し、水際での取締りを強化いたします。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加することになりますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不 審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又 は下記の連絡先までご提供頂きますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間:令和2年12月8日(火)~令和2年12月17日(木)

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・通常、あまり見かけない海域・時間帯で漁船・プレジャーボートが停泊している。
- ・夜間、沖合い・船舶に向かってライト等でシグナルを送っている。
- ・乗組員が埠頭内に手荷物を置き去りにした。
- ・通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせてくる輸入者がいる。
- インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・輸入中古自動車、船舶等に、何かを隠し入れるために改造したような不自然な跡 (二重底など)がある。 等

「あやしいな・おかしいな」と思ったらすぐ通報 **詳しくは WEB サイトで!**

 税関 密輸
 検索

 フリーダイヤル
 シ ロ イ ク ロ イ

密輸ダイヤル 0120-461-961

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



密輸 110 番 メールアドレス



動画も見てね!

横浜税関

年末特別警戒期間 令和2年12月8目(火)~12月17目(末)



横浜税関では

覚醒剤等の不正薬物、金地金及びテロ関連物品等の密輸に 対する水際取締りを一層強化しています



【審輸情報の提供のお願い】

輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。身の回りで「不審な貨物」や「怪しい言動をする不審者」などを

にした際は税関密輸情報窓口に通報願います。「あやしいな・おかしいな」と思ったらすぐ通報!

しくはWEBサイトで!

税関 密輸





宮輸ダイヤル 0120-461-961

E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

2020年12月8日 本関地区通関協議会資料 横浜税関業務部管理課

> 令和2年12月 横浜税関業務部

関係者 各位

年末年始における通関手続について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本関地区(本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所)及び川崎地区(川崎税関支署、川崎税関支署東扇島出張所)における年末年始の通関手続については、別添資料に記載のとおり、業務部特別通関部門が監視部取締部門と連携して行うこととなります。

各事業者の皆様におかれましては、年末年始における通関の予定がございましたら、前広に情報提供いただきますようお願い申し上げます。あわせて、より円滑な通関に資する観点から、予備申告制度の積極的な利用についてもご検討いただければ幸いです。

具体的な連絡先につきましては、別添資料をご確認ください。

※ 予備申告を行うことが可能となる時期は、輸入申告(本申告)予定日における外 国為替相場が公示された日又は船荷証券が発行された日のいずれか遅い日とな ります。

令和2年11月27日

関係各位

横浜税関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中(令和2年12月29日(火)から令和3年1月3日(日)まで)の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務	
(1) 本関	監視部分庁舎(大さん橋窓口)においては、通常どおり窓口業務を行います。
(2)仙台空港税関支署	通常どおり窓口業務を行います。
(3) 千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。
(4) 川崎税関支署	監視部分庁舎(大さん橋窓口)において業務処理を行います。
	(問い合わせ先)
	監視部取締部門(045-212-6070)
(5) その他の官署	全日閉庁します。
	(注1)期間中において業務が発生する場合は、(別紙)「年末年始期間中にお
	ける連絡先」にご連絡をお願い致します。
	(注2) 事前に予定が判明している場合は、12月28日(月)17時00分まで
	に手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致しま
	す。
	(注3) 茨城空港出張所につきましては、国際線の運航状況にしたがって開
	庁致します。

2. 通関関係業務(国際郵便物業務を除く。)及び保税関係業務

(1) 本関

本関地区(本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所)及び川崎地区(川崎税関支署、 川崎税関支署東扇島出張所)の管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、以下の とおり、監視部取締部門と業務部特別通関部門が連携して対応致します。

(問い合わせ先)

監視部取締部門 (045-212-6070)

業務部特別通関部門(045-212-6115、6163)

	通関関係業務	保税関係業務				
12月29日(火)~	業務部特別通関部門において業務処理を行います。(8時30分					
12月31日 (木)	から 17 時 00 分)					
1月1日(金)	閉庁(緊急の業務要請がある場	場合は、監視部取締部門にご連				
	絡をお願い致します。)					
1月2日(土)	業務部特別通関部門において業	美務処理を行います。(8時30分				
	から 17 時 00 分)					
1月3日(日)	事前の業務要請があった場合に	こ業務処理を行いますので、前				
	日 17 時 00 分までに業務部特別	別通関部門にご連絡をお願い致				
	します(それ以降に緊急の業務要請がある場合は、監視部取					
	締部門にご連絡をお願い致します。)。					
	○輸出入申告(積戻し申告、	○保税運送承認				
	蔵・移・総保入承認申請を	○保税運送到着確認				
	含む。)	○事故確認				
取扱業務	○輸出許可後の許可内容変更 ○積卸コンテナリスト通関					
	○開庁時間外の執務を求める ○見本一時持出許可					
	届出 ○貨物取扱許可・届					
	○輸入申告に係る収納事務	○指定地外貨物積卸許可				
	(担保業務を除く。)	○開庁時間外の執務を求める				
		届出				

- (1) 申告(申請等) 方法等は、執務時間外における体制と同様ですが、 詳細又は不明な点等については、12月28日(月)17時00分までに、
 - ・通関関係は業務部通関総括第1部門 (045-212-6150)、
 - ・保税関係は監視部保税取締部門保税窓口(045-212-6126)、 にお問い合わせいただきますようお願い致します。
- (2) 本関以外の官署に既に予備申告をされている貨物等、業務部特別通関部門 においてお取り扱いできない場合がありますので、事前に予定が判明して いる場合は、12月28日(月)17時00分までに手続き予定の税関官署にご 連絡いただきますようお願い致します。

(2) 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所 川崎税関支署 川崎税関支署

東扇島出張所

全日閉庁します。

管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、上記「(1)本関」のとおり、監視部 取締部門と業務部特別通関部門が連携して対応致します。

(3) その他の官署

全日閉庁します。

- (注1) 期間中において業務が発生する場合は、(別紙)「年末年始期間中における 連絡先」にご連絡をお願い致します。
- (注2) 事前に予定が判明している場合は、12月28日(月)17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。
- (注3) 茨城空港出張所につきましては、国際線の運航状況にしたがって開庁致します。

3. 国際郵便物業務

川崎東郵便局内に蔵 置されている郵便物 期間中の輸出入申告手続きについては、事前に以下の問い合わせ先までご連絡をお願い致します。

(問い合わせ先)

○川崎外郵出張所

川崎外郵出張所特別通関部門(044-270-5774)

日本郵便㈱川崎東郵便局 (044-589-6708)

4. その他

- ・自由化申告を事前に予定されている場合は、申告官署及び蔵置官署双方の開庁時間内に、申告官署へ ご連絡をお願い致します。
- ・あらかじめご連絡いただいていた業務が事前に終了した場合又は業務内容に変更が生じた場合には、 その旨を、連絡いただいていた税関官署までご連絡いただきますようお願い致します。

年末年始期間中(12/29(火)~ 1/3(日))における連絡先

	(監視関係業務)				
本関地区	監視部取締部門 045-212-6070				
本関 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所	 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29、12/30、12/31、1/2 8時30分~17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡をお願い致します。 				
	090-2224-8515 (監視関係業務)				
仙台塩釜税関支署	090-5520-3014 (保税関係業務)				
	090-3224-1904 (通関関係業務)				
	090-7235-9951 (監視及び保税関係業務)				
1	090-3224-1905 (通関関係業務)				
気仙沼出張所	090-3224-1906				
仙台空港税関支署	022-383-2390				
	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務) ※12/29(火)~12/31(木)				
小名浜税関支署	090-8035-4078 (監視及び保税関係業務) ※1/1(金)~1/3(日)				
	090-3224-1903 (通関関係業務)				
相馬出張所	090-1691-1736				
福島空港出張所	090-7422-9187				
	090-3220-7859 (監視関係業務)				
鹿島税関支署	090-1698-2360 (保税関係業務)				
	090-1041-8485 (通関関係業務)				
日立出張所	090-1691-1693				
つくば出張所	090-4825-7323				
茨城空港出張所	090-4620-0115				
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400				
川崎地区	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070				
川崎税関支署 川崎税関支署東扇島出張所	(通関及び保税関係業務)業務部 特別通関部門045-212-6115、616312/29、12/30、12/31、1/2 8時30分~17時00分※上記以外の時間帯については監視部取締部門へご連絡をお願い致します。				
增加到	090-4620-0104 (通関関係業務)				
横須賀税関支署	090-8035-4041 (監視及び保税関係業務)				
三崎監視署	090-4620-0106				
宇都宮出張所	090-4825-2798				
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 特別通関部門 044-270-5774				

令和 2年 12月 8日 横浜税関業務部収納課

令和3年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

		内容		特例【令和2年以前】	令和2年分 財務大臣告示 割合0.6%	特例【令和3年以降】	令和3年分 平均貸付 割合0.5%
延滞税	法定納期限 を徒過し履 行遅滞と	納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで (納期限後2ヶ月以内については、早期納付を促す観点から低い利率)	7. 3%	特例基準割合 + 1% (※1)	2. 6%	延滞税特例基準割合 + 1% (※2)	2. 5%
延 滞 忧	なった納税 者に課され るもの	納期限の翌日から2ヶ 月を経過する日後	14. 6%	特例基準割合 + 7.3% (※1)	8. 9%	延滞税特例基準割合 + 7.3% (※2)	8. 8%
還付加		国から納税者への過 誤納金の還付等に付 される利息	7. 3%	特例基準割合 (※1)	1. 6%	還付加算金特例基準割合 (※3)	1. 0%

- (※1) 平成26年1月1日から令和2年12月31日の間における「特例基準割合」は、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。
- (※2)「延滞税特例基準割合」: 平均貸付割合に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。
- (※3)「還付加算金特例基準割合」: 平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。

<根拠法令>

①関税法

第12条第1項(延滞税の割合)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)(※2)、第5項(還付加算金の割合の特例)(※3)

②国税通則法

第60条第2項(延滞税の割合)、第58条第1項(還付加算金の割合)

③租税特別措置法

第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)

4)地方税法

第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)



編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

O住民基本台帳法別表第一から別表第 める省令の一部を改正する省令 六までの総務省令で定める事務を定 省 B 仓

〇特定機器に係る適合性評価手続の結 る法律に基づく指定調査機関等に関 果の外国との相互承認の実施に関す 評価手続の結果の外国との相互承認 する省令及び特定機器に係る適合性 を改正する省令(総務・経済産業三) の実施に関する法律施行規則の一部 (総務一〇七)

官

〇労働施策の総合的な推進並びに労働 等に関する法律施行規則の一部を改 者の雇用の安定及び職業生活の充実 正する省令(厚生労働一八八)

告 示

〇その電気通信事業の用に供する電気 〇東日本大震災復興特別区域法第四十 する件(総務三六四) を指定した件(復興庁二七~三五) 四条第一項に規定する指定金融機関 信事業者を告示する件の一部を改正 通信設備を適正に管理すべき電気通

Oアフガニスタン・イスラム共和国に 児童基金との間の書簡の交換に関す おける小児感染症予防計画のための 贈与に関する日本国政府と国際連合 (同四六九)

O窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに 簡の交換に関する件(同四七〇) おける学校における水・衛生環境改 類するガス及び細菌学的手段の戦争 政府と国際連合児童基金との間の書 善計画のための贈与に関する日本国 における使用の禁止に関する議定書

〇租税特別措置法第九十三条第二項の 規定に基づき、令和三年の同項に規 定する平均貸付割合を告示する件

〇砂防法第二条の土地を指定する件 〇高速自動車国道に関する件 の保護に関する法律第四条第二項の 規定に基づき製造数量の許可申請受 付期間を定める件(経済産業二五二) (国土交通一四〇八~一四一二)

〇日本国に帰化を許可する件 〇公証人法第七条ノ工第一項の規定に よる指定の件(法務二一八) (同二一九)

〇税源浸食及び利益移転を防止するた めの多数国間条約への締約国の追加 に関する件(外務四六七) めの租税条約関連措置を実施するた

〇ペルー共和国政府に対する贈与に関 する日本国政府とペルー共和国政府 との間の書簡の交換に関する件 (同四六八)

Oアフガニスタン・イスラム共和国に

への締約国の追加に関する件 (同四七一)

(財務二八一)

〇特定物質等の規制等によるオゾン 層

(国会事項)

人事異動

内閣府

皇室事項

 \equiv

 \equiv

(官庁報告)

九州地方整備局公示(九州地方整備局) \equiv

官庁事項

最低工賃の改正決定に関する公示 取同二、宮崎同三) 潟同三、石川同三、滋賀同二~五、 最低賃金の改正決定に関する公示 (山梨労働局最低工賃公示一) (栃木労働局最低賃金公示四~七、 鳥新

公 告

79

 \equiv

諸 事

項

官庁 退任関係 任、埼玉北部土地改良区連合役員の 大井口土地改良区役員の退任及び就

DE

〇海上における射撃訓練を実施する件

(防衛二四五~二四八)

(同一四一三)

〇道路に関する件

0

〇道路に関する件 (関東地方整備局二九八~三〇二)

〇自動車専用道路を指定する件 (同一一二) (四国地方整備局一一一)

〇道路に関する件 ○道路に関する件 (九州地方整備局一〇七~一〇九)

(北海道開発局一七一~一八〇)

会社その他 厚生年金基金清算結了・清算人退任

裁判所

特殊法人等 相続、 清算、 再生関係 失踪、除権決定、 破産、 特別

등

75

報

区

_								
令和	けフ	成二	共和	. [3.		-
令和元年十二月十三日付けフランス共和国欧州外務省口上書及び令和二年六月三十日付けフランス共	フラン	十三年	国外		キルギ	カザフス	タジキスタン	アルメ
+==	ンス共和	-	務欧州至	F	ス共	スタン	スタ	ニア
十二	和国外	月三十	問題	4	和国	共	共	共和
一日付	務国	-	省口上	1	100 GI	和国	和国	国
けフ	際開る	日付けフラ	書心	ナト		y C		- 14
フンス	発省口	ノラン	平式	フラン			Pag	
共和	口上書、平	ンス共	二十	スキ	令和	令和	令和	平成
国欧州	平成	和国外	年	中国中	二年	二年	元年	三十
外務	三十年	務欧州	月和四名	么	六月	四月一	+	年三月
省口山	十四月	問	甘	省コ上	干	二十日	月十五日	1
上書及	月三日付けフラン	題省口	けフラ	基、 工	九日		日	日
び令	付けつ	上書、	ンド	戊	- 4			
和二	ノラン	平	和 -	+				7. P
千六月	ンス共	成二十	外-	丰七月		÷		
三十	和国際	一十七年	欧州				1.6	
日付	外州外	年十二日	問題	=======================================				
けフラ	国欧州外務省口	月二十三		寸ナフ				
シス	口上生	H	書、	ラン				
	_	付	- 60	ス -		-	-6	
宣答ので成る		1	こせもの	龙自画	を 独立行	囯;	屋車線道	二路
文文名	4		共する。	THE PERSON NAMED IN	国政	1土交通省	横浜名	自名
	· 4	F	义	i	道 法	省	古	動

和国欧州外務省口上書)

令和二年十一月三十日

外務大臣 茂木

敏充

〇財務省告示第二百八十一号

項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) 第九十三条第二項の規定に基づき、 令和三年の同 太郎

年〇・五パーセント 令和二年十一月三十日

> 財務大臣 麻生

〇経済産業省告示第二百五十二号

破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書FのグループⅠ及びグループⅡに属する物質の製 造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。 項の規定に基づき、令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号) 令和二年十一月三十日 経済産業大臣 第四条第

〇国土交通省告示第千四百八号 製造数量の許可を行うことが必要な場合にあっては、この限りではない。

官

は、令和二年十二月四日から同年十二月十一日とする。ただし、当該規制年度の状況等により、

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間

速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、 その関係図面は、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、 令和二年十一月三十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦 告示する。 高

覧に供する。 令和二年十 月三十日

国土交通大臣 赤羽

嘉

〇国土交通省告示第千四百十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、

高

(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する

令和二年十一月三十日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦

道路の区域 線 名 一東海自動車道横浜名古屋線

間

後変 別更前 敷地の幅員

延

長

その関係図面は、

速自動車国道法

(メートル)

覧に供する。

令和二年十一月三十日

前 三八

後 最最 最最 小大 小大 Ξ

四五三

路

線

名

北陸自動車道

道路の区域

区

番匠カイトー三七一番一七まで静岡市清水区宍原字大クナ三〇一四番一から同市葵区飯間字

〇国土交通省告示第千四百九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、 第七条第二項の規定に基づき、告示する。 高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十九

覧に供する。 その関係図面は、 令和二年十一月三十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦

令和二年十一月三十日

国土交通大臣 赤羽 嘉

間字番匠カイト一三七一番一七まで静岡市清水区宍原字大クナ三〇一四番一根 め の

区

の期日

一から同市葵区飯 令和二年十一月三十日九時 開 始

告示第千四百十号

法(昭和三十二年法律第七十九号) 人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、 令和二年十一月三十日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧 第七条第一項の規定に基づき、告示する。

高

北海道縱貫自動車道函館名寄線 十一月三十日

国土交通大臣

赤羽

嘉

道路の区域

区

間

後変見前

敷地の幅員

延

長

(メートル)

前

一 六七 五七ト 七九 八九少

三六

高

一番

苫小牧市字高丘四 九

〇国土交通省告示第千四百十一号 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、

速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。 覧に供する。 その関係図面は、 令和二年十一月三十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一 一般の縦

国土交通大臣

赤羽

嘉

令和二年十 月三十日

区

随時

道路の区域 線 名 第 東海自動車道

まで、綾瀬市小園字下原七九七番二から同市小園字下原七五九番三 前

間

後変 別更前

敷地の幅員

延

長

(メートル)

二四〇

後 最最 小大

国土交通大臣 赤羽

嘉

敷地の幅員 延 長

間

後変 別更前

最最 小大 二 二(ネー 四〇 四〇 六七 六七小) (メートル) 三五五

東江上二七一番一まで富山県中新川郡上市町江上七番三六から同県中新川郡上市町

最最小大

後 前 フルフィルメントサービスを利用する貨物に係る輸入申告の留意点について

平素より税関業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、電子商取引が拡大傾向にある中、フルフィルメントサービスを利用する貨物の輸入が増加しております。この貨物の中には、仕出人と輸入取引を行った者ではなく、外国に所在する者から本邦の輸入通関の依頼を受けた者(以下「輸入代行者」という。)が、輸入者として輸入申告するケースが見受けられます。このケースの場合、外国に所在する者と輸入代行者との間には関税定率法第4条第1項に規定する輸入取引がありませんので、課税価格は関税定率法第4条の2以下の規定により計算することとなり、評価申告が必要となります。

つきましては、フルフィルメントサービスを利用すると思われる貨物(*)の中で、輸入代行者と思われる者による申告の場合は、以下の点を輸入者に確認・説明していただいたうえで申告していただきますよう、よろしくお願いいたします。

- (*) 貨物の納品先がフルフィルメントサービスを提供する倉庫である場合、(内容点検時に)フルフィルメントサービスを利用すると思われる物品(ラベル等)を確認した場合等
 - 1. 輸入申告前の確認事項
 - ・輸入申告の担当者名及び連絡先
 - ・関税定率法基本通達4-1(1)に規定する「輸入取引」の有無 (確認した内容は、輸入申告時に任意の様式で提出をお願いします。)
 - 2. 輸入取引に基づかない場合
 - 関税定率法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することの説明
 - ・評価申告が必要になることの説明 課税価格の計算方法がわかるよう、課税価格の計算が確認できる書類と計算の根拠となる資料の提出をお願いします。

ご不明な点等がございましたら、次の問い合わせ先までご連絡ください。

また、輸入貨物に係る課税価格の計算方法及びその留意事項に関する一般的な質疑応答集を作成しましたので、参考としてください。当該質疑応答集は税関HPにも掲載する予定です。

【問い合わせ先】

○本周知の内容/輸入貨物の課税価格の算定、解釈、適用に関すること

首席関税評価官:045-212-6139

〇申告手続きに関すること

通関総括第1部門:045-212-6150

輸入貨物に係る課税価格の計算方法及び その留意事項に関する一般的な質疑応答集

1. 輸入貨物の課税価格の計算はどのような方法により行うのか

(Q1-1) 一般的に輸入貨物の課税価格の計算はどのような方法により行うのか

A:輸入貨物の課税価格の計算は、原則として、「輸入貨物の取引価格による方法」(関税定率法第4条第1項)により行うこととなります。

この「輸入貨物の取引価格による方法 (原則的な方法)」により課税価格を計算することができない場合には、次の方法を順次適用して計算することとなります。

- 「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」(関税定率法第4条の2)
- 「国内販売価格に基づく方法」(関税定率法第4条の3第1項)
- 「製造原価に基づく方法」(関税定率法第4条の3第2項)
- 「その他の方法」(関税定率法第4条の4)

(Q1-2)輸入貨物の取引価格による方法(原則的な方法)とはどのような方法か

A:輸入貨物の取引価格による方法(原則的な方法)とは、輸入貨物の取引価格を課税 価格とする方法です。「取引価格」とは、その輸入貨物に係る輸入取引がされた場合に おいて、その輸入取引に関し、買手により売手に対し又は売手のために、その輸入貨 物について現実に支払われた又は支払われるべき価格(現実支払価格)に運賃等の額 (加算要素)を加えた価格をいいます。

取引価格により課税価格を計算する場合には、インボイスその他現実支払価格が確認できる書類及び加算すべき運賃等の額が確認できる書類に基づき課税価格を計算することとなります。

(Q1-3)輸入取引とはどのような取引か

A:本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手 との間で行った売買であって現実に貨物が本邦に到着することとなった取引をいい ます。通常、現実に貨物を輸入することになる売買がこれに該当します。

(Q1-4) 現実支払価格とはどのような価格をいうのか

A:現実支払価格とは、輸入貨物について輸入取引の買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき価格の総額をいい、買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部または一部の弁済その他の間接的な支払の額を含みます。また、原則として当該輸入貨物に係る次の費用等の額が明らかな場合には含みません。①輸入申告の日以後に行われる当該輸入貨物に係る据付け、組立て、整備又は技術指導に要する費用、②輸入港到着後の運送等に要する費用及び③本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の公課。ただし、これらの額を含んだものでなければ、当該支払いの総額を把握することができない場合においては、当該明らかにすることができない費用等を含んだ当該支払いの総額とされています。

(Q1-5)輸入貨物の取引価格による方法(原則的な方法)により課税価格が計算できない場合とはどのような場合か

A:輸入取引によらず輸入される貨物である場合や、輸入取引に関して特別な事情がある場合、輸入貨物の課税価格への疑義が解明されない場合には、取引価格により課税 価格を計算することができません。

(Q1-6) 輸入取引によらず輸入される貨物とはどのような貨物か

A: 例えば次のような貨物が輸入取引によらない貨物に該当します。

- ·無償貨物(例:寄贈品、見本、宣伝用物品)
- ・委託販売のために輸入される貨物(例:本邦において開催されるオークションで販売するために受託者により輸入される貨物。輸出者との間に売買契約がなく本邦の保税地域において開催されるオークションで販売され輸入される貨物)
- 賃貸借契約に基づき輸入される貨物
- ・同一の法人格を有する本支店間の取引により輸入される貨物
- ・本邦に拠点を有しない者(非居住者)が買手として行う売買により本邦に到着する こととなった貨物
- ・本邦に拠点を有しない者(非居住者)が輸入後に本邦で販売するために輸入する貨物(例:輸入後に本邦の居住者が運営するインターネット上のホームページ(以下「本邦の通販サイト」という。)を通じて販売するために非居住者が本邦の輸入代

行者に依頼し又は税関事務管理人制度を利用して自ら輸入する貨物) なお、本邦に拠点を有しない者(非居住者)に係る輸入に関しては、後記6.をご 参照ください。

(Q1-7) 輸入取引の有無を確認するにはどのような資料で判断すればよいか

- A:契約書、インボイスその他取引内容が確認できる資料(例えば発注書、往復文書等の取引関係書類、価格資料及び再販先がわかる資料等)に基づいて輸入取引の有無を確認します。なお、当該資料は合理的な根拠を示す客観的なものでなければならず、その真実性及び正確性が疑わしいものは認められないこととなります。
- 2. 「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」(関税定率法第4条の2)を適用した課税価格の計算について
 - (Q2-1)「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」(関税定率法第4条の 2)を適用した課税価格の計算はどのような場合に適用できるか
- A:輸入貨物の取引価格による方法(原則的な方法)により課税価格が決定できない場合で、同種又は類似の貨物の取引価格が確認できる場合には、その取引価格を輸入貨物の課税価格とすることができます。

例えば、輸入取引と認められる売買により輸入した貨物に不良が発生し、無償貨物として代替品を輸入する場合、当該無償貨物の課税価格は、売買により輸入した貨物が本邦への輸出の日又は輸出の日の前後1月以内の日に本邦へ輸出され、当該輸入貨物の生産国で生産したものに該当すれば、売買により輸入された前回の輸入貨物の取引価格により課税価格を決定することになります。

同種又は類似の貨物の取引価格が確認できない場合には、関税定率法第4条の3以 下の規定による課税価格の計算方法を検討することになります。

- 3.「国内販売価格に基づく方法」(関税定率法第4条の3第1項)を適用した課税価格 の計算について
 - (Q3-1)「国内販売価格に基づく方法」(関税定率法第4条の3第1項)を適用した課税価格の計算はどのような場合に適用できるか
- A:輸入貨物の取引価格による方法(原則的な方法)により課税価格が決定できない場合で、同種又は類似の貨物の取引価格が確認できない場合には、国内販売価格に基づく方法により課税価格を計算します。

「国内販売価格に基づく方法」により課税価格を計算する場合は、輸入貨物に係る

輸入申告の日又はこれに近接する期間内に、国内における売手と特殊関係にない買手に対して、国内における最初の取引段階において販売された輸入貨物又は同種若しく は類似の貨物(その輸入貨物の生産国で生産されたものに限ります。)に係る国内販売 価格から、所定の費用等を控除して得られる価格を課税価格とします。

(Q3-2) 国内販売価格から控除する費用等にはどのようなものがあるか

- A:「国内販売価格に基づく方法」により課税価格を計算する場合、国内販売価格から次の費用等を控除することとなります。
 - ・輸入貨物と同類の貨物で輸入されたものの国内における販売に係る通常の手数料又 は利潤及び一般経費
 - ・輸入貨物又は同種若しくは類似の貨物に係る輸入港到着後国内において販売するま での運送に要する通常の運賃等
 - 本邦において課された関税その他の公課

(Q3-3) 国内販売価格として使用できる価格はどのような価格か

- A:国内販売価格として使用できる価格は、以下の要件を満たす必要があります。
- ・輸入申告の日の前後1か月以内又は輸入申告の日から90日以内の最も早い日に国内において販売されたものであること
- 国内における売手と特殊関係にない買手に対して販売されたものであること
- 国内における最初の取引段階において販売されたものであること
- ・同種又は類似の貨物の国内販売価格については、その同種又は類似の貨物が輸入貨物の生産国で生産されたものであること

(Q3-4)輸入申告時に国内販売価格がわからない場合はどのように申告すればよいのか

A:輸入申告時に輸入貨物又は同種若しくは類似の貨物の販売が未だ行われておらず国内販売価格が確認できない場合には、関税法第73条に規定される輸入許可前における貨物の引取りの制度(以下「BP承認」という。)を利用して輸入申告を行う方法が考えられます。この場合は、BP承認により国内に引き取られた輸入貨物について、当該輸入貨物又は同種若しくは類似の貨物の国内販売後に、販売実績に基づき課税価格を計算し、関税法第7条の16に規定される更正(以下「IBP」という。)をすることになります。

(Q3-5)「国内販売価格に基づく方法」(関税定率法第4条の3第1項)により課税価格を計算できない場合とはどのような場合が考えられるか

A:Q3-3の要件を満たす輸入貨物の国内販売価格が確認できない場合には国内販売 価格に基づく方法により課税価格を計算することはできないこととなります。

例えば、BP承認により国内に引き取られた輸入貨物のIBP時に国内販売価格が無い場合や、国内販売価格が長期にわたり確定しない場合は、国内販売価格に基づく方法の適用が困難であると考えられます。

(Q3-6)輸入貨物の販売予定価格や見積価格を国内販売価格として課税価格を計算してもよいか

A:関税定率法第4条の3第1項で計算する場合の国内販売価格は、輸入申告の日の前後1か月以内(又は輸入申告の日から90日以内の最も早い日)に国内における売手と特殊関係にない買手に対して、国内における最初の取引段階において販売された輸入貨物又は同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格をいいます。

したがって、実際に販売された価格に基づき計算する必要があることから、販売予 定価格や見積価格を国内販売価格とすることはできません。

- 4.「製造原価に基づく方法」(関税定率法第4条の3第2項)を適用した課税価格の計算について
 - (Q4-1)「製造原価に基づく方法」による課税価格の計算方法とはどのような計算 方法か
- A:「製造原価に基づく方法」とは、輸入貨物の製造原価に、その輸入貨物の生産国で生産されたその輸入貨物と同類の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び一般経費並びにその輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格を課税価格とするものです。

(Q4-2)「製造原価に基づく方法」が適用できる場合はどのような場合か

A:輸入貨物の取引価格による方法(原則的な方法)、同種又は類似の貨物の取引価格に よる方法、国内販売価格に基づく方法による課税価格の決定方法が適用できない場合 に「製造原価に基づく方法」を適用して課税価格を計算します。また、輸入者が希望 する場合は、国内販売価格に基づく方法に先立ち製造原価に基づく方法を適用することが可能です。

なお、「製造原価に基づく方法」は、輸入貨物を輸入しようとする者とその輸入貨物の生産者との間のその輸入貨物に係る取引に基づきその輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限り適用できます。したがって、例えば、本邦に拠点を有しない者が生産者から購入したものを輸入する場合や、本邦に拠点を有しない者同士の取引により輸入貨物が本邦に到着する場合は適用できません。

(Q4-3)製造原価はどのような資料により確認するのか

- A:「製造原価に基づく方法」に使用する「製造原価」及び「利潤及び一般経費」の額に ついては、生産者により又は生産者のために提供された輸入貨物の生産に関する資料 (原則として、生産者の商業帳簿)により計算します。
- 5. その他の方法(関税定率法第4条の4)を適用した課税価格の計算方法について
 - (Q5-1)関税定率法第4条の4を適用した課税価格の計算方法とはどのような計算方法か
 - A:関税定率法施行令第1条の12に規定する方法であり、次の二つの方法があります。
 - イ 合理的な調整を加えることによって関税定率法第4条から法第4条の3までに 規定する方法により計算される価格(関税定率法施行令第1条の12第1号)
 - 口 イの方法によれないときは、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定(ガット)」第7条及び「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定」(関税評価協定)の規定に適合する方法として税関長が定める方法により計算される価格(関税定率法施行令第1条の12第2号)
 - (Q5-2)合理的な調整を加えることによって関税定率法第4条から第4条の3までの規定により課税価格を決定する方法とはどのような方法か
 - A:「輸入貨物の取引価格による方法」から「製造原価に基づく方法」の計算の基礎となる事項の一部が必要な要件を満たさない場合に、その満たさない事項について合理的な調整を加えることにより課税価格を決定する方法です。この場合においても、関税定率法第4条から第4条の3までの方法を順次適用して課税価格を決定します。例えば、輸入貨物の国内販売が輸入申告後90日以内に行われず120日目に行

われたことにより、必要な要件を満たす国内販売価格が無い場合において、輸入後120日目の国内販売価格に基づき課税価格を計算する方法があります。

(Q5-3) 税関長が定める方法とはどのような方法か

A:税関長が本邦において入手できる資料に基づき計算する方法であって、合理的と 認められるものを言います。

税関長が本邦において入手できる資料には、輸入者から提出される資料を含むものとしますが、税関長がその真実性及び正確性について疑義を有する資料を除くとしています。

- 6. 留意事項(本邦の通販サイトを通じて販売するために輸入する貨物に係る課税価格の計算方法について)
 - (Q6-1)本邦の通販サイトを通じて販売するために輸入する貨物の課税価格はどのように計算するのか
- A:輸入貨物の課税価格の決定方法に従って、「輸入貨物の取引価格による方法」から「その他の方法」までを順次適用して決定することになります。輸入取引が存在するかどうかにより課税価格の決定方法が異なりますので、まずは、輸入者の役割や輸入後の納品先や再販先といった取引形態等について確認してください。

なお、輸入取引の有無を判断するには、輸入者等の説明及び納税申告に係る添付書類の形式的記載内容のみに基づくのではなく、その内容が真の取引実態を反映したものか否かについて確認する等、当該輸入貨物に係る取引に関し判明した個別的な事実を総合的に考慮して行うことになります。

- (Q6-2)輸入者から通関手続を委託されたが、輸入取引の有無や取引形態等がわからない場合はどのように申告すればよいか
- A: 課税価格の決定方法は、輸入貨物の売手と買手との間に輸入取引が存在するかどうかにより異なります。まずは輸入者の取引における役割(買手本人、本邦に拠点を有する買手から委託を受けた輸入代行者、本邦に拠点を有しない非居住者から委託を受けた輸入代行者、非居住者から依頼された税関事務管理人等)、輸入後の納品先や再販先などを確認することで取引形態等を把握することができます。輸入取引の有無や取引形態等がわからなければ適正な価格で輸入申告することはできません。

また、輸入申告前に輸入者から課税価格の計算に必要な情報や課税価格の計算の根

拠となる資料を確実に入手して輸入申告をするようお願いします。

(Q6-3)本邦の通販サイトを通じて販売するために輸入する貨物をインボイス価格で申告することはできないのか

A:輸入取引が存在し輸入貨物の取引価格による方法が適用できる場合で、インボイス 価格が輸入取引に係る価格等の条件を正当に表示するものである場合には、インボイ ス価格に基づいて課税価格を決定することになります。

例えば、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を注文し、注文を受けた売手により貨物が出荷されて本邦に到着する場合には、輸入取引が存在すると考えられることから、取引価格による方法の適用を困難とする事情等が無く、インボイス価格が取引価格を表示する場合には、インボイス価格により申告することになります。

(Q6-4) 日本に居住する者が輸入申告者の場合はインボイス価格で申告することは可能か

A:輸入者が日本に居住する者であっても、本邦に拠点を有しない非居住者が買手となる取引によって輸入貨物が本邦に到着することとなった場合等、輸入取引によらない輸入貨物の場合は、関税定率法第4条の2以下の規定により課税価格を決定することとなるため、インボイス価格により申告することはできません。

また、非居住者が本邦の通販サイトを通じて販売するために輸出した貨物を、当該 貨物の買手ではない輸入者が輸入申告者として輸入する場合も、輸入取引によらない 輸入貨物となります。

例えば、輸出者から輸入に関連する業務や本邦の通販サイトへの納品業務を請け負った代行業者が輸入者になっているような場合が該当します。

(Q6-5)本邦の通販サイトを通じて販売するため貨物を非居住者が輸入している場合はどのように課税価格を計算するのか

A:通販サイトでの販売者が本邦に拠点を有しない非居住者であって本邦に拠点を有する者が買手として本邦に貨物を到着させることを目的として売手との間で売買が行われていない場合には、輸入取引がないため、輸入貨物の取引価格による方法(原則的な方法)により、課税価格を計算することができません。

輸入貨物の取引価格による方法(原則的な方法)により課税価格を計算することができない場合には、次の方法を順次適用して計算していくこととなります。

・同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法(関税定率法第4条の2)

- ・国内販売価格に基づく方法(関税定率法第4条の3第1項)
- 製造原価に基づく方法(関税定率法第4条の3第2項)
- その他の方法(関税定率法第4条の4)
- (Q6-6) 非居住者が本邦の通販サイトを通じて販売するために輸入する貨物をその他の方法のうち税関長が定める方法により課税価格を計算する場合、どのようにして計算するのか
- A:輸入申告時に国内販売が無く、輸入者がBP承認を利用せず一般輸入申告で通関を 希望する等により、関税定率法第4条の4に規定するその他の方法のうち税関長が 定める方法により課税価格を決定する場合は、輸入申告時に税関に提出された客観 的な資料に基づいて合理的と認められる方法により課税価格を計算します。

例えば、輸入貨物又は同種若しくは類似の貨物の本邦の通販サイトでの販売予定価格を国内販売価格に類するものとみなし、当該販売予定価格から、輸入申告時点で確実に発生することが確認できる当該貨物の本邦到着後の費用等及び輸入時の関税その他の公課を控除して課税価格を計算します。

(Q6-7)税関長が定める方法で課税価格を計算する場合、どういった資料を税関 に提出すればよいか

A:課税価格の計算に用いる資料は、合理的な根拠を示す客観的な資料をいい、課税価格の計算の基礎となる額や取引に関する事情等の真実性及び正確性を示すものをいいます。

したがって、輸出者が作成した国内販売価格や国内費用の一覧表だけでは合理的な 根拠を示す客観的な資料として不十分です。

税関が国内販売価格や国内費用の額の根拠となる資料の提出を求めた場合は、本邦の通販サイトでの販売価格等を証明できる資料や出品者に対する実際の国内費用等の請求額が明記された資料の提出をお願いします。

- (Q6-8)税関長が定める方法として国内販売予定価格から課税価格を計算する場合、配送先が未定で国内配送費用が確定しない場合の取扱いはどうなるか
- A:配送先により国内配送費用が異なる場合であって、輸入申告の時点で国内配送費用 の幅が確定しておりその合理的な根拠を示す客観的な資料を提出できる場合には、 国内配送費用の最低額を控除することが可能です。

7. その他

(Q7-1)輸入申告の際は、評価申告書や課税価格の計算に用いる資料を税関に提出しなければならないのか

A:関税定率法第4条の2以下で課税価格を決定する場合は、評価申告書の提出が必要となりますが、関税が無税又は従量税の貨物や、課税価格の総額が100万円以下の 貨物の場合は評価申告書の提出を省略できます。

ただし、関税定率法第4条の4で課税価格を計算する場合は、課税価格の計算方法がわかるよう、課税価格の計算が確認できる書類と計算の根拠となる資料の提出をお願いします。

(Q7-2)インボイスがプロフォーマーである場合や、国内販売価格又は控除する 国内費用等が未確定な場合で課税価格の決定に日時を要することとなる場合のBP承認申請はどのようになるのか

A:輸入申告の際に、貨物を国内に引き取ることに特段問題がない場合で、課税価格の みが決められない場合は、BP承認申請をしていただき、貨物を先に引き取ることも 可能です。

BP承認申請は、貨物の引取りに際し、必要な担保(貨物を管轄する法務局へ現金供託等)を提供する必要があります。

BP承認申請の方法や輸入貨物の課税価格に係る事前の相談は貨物を輸入申告する 予定の税関官署にご相談ください。(参考:関税法基本通達73-3-2(輸入許可前 引取りの承認の基準)(3)イ又は二)

(Q7-3) BP承認に係る担保額はどのようになるのか

A: BP承認申請時に必要な担保額は、輸入申告に係る税額について税額の決定に特に 問題がないと認められる場合は、当該申告税額となります。

それ以外の場合については、原則として申告税額の10%増の額となります。

ただし、申告税額と正当と認められる税額との差が明らかに10%を超えると認められる場合には、当該正当と認められる税額に相当する額が担保額となります。

なお、BP承認申請ごとの具体的な担保額は、輸入申告を行った通関官署が決定することになります。

例えば、(Q6-7)のように、インボイスがプロフォーマーである場合や、国内販売価格又は控除する国内費用等が未確定な場合は、輸入申告を行う通関官署にご相談ください。

(Q7-4)これまでに輸入した貨物の納税申告について、課税価格の計算方法が誤っていた場合は、修正申告が必要か

A:輸入者自身において、課税価格の計算方法が誤っており、不足税額が発生していることが明らかと判断できる場合は、課税価格の計算に必要な資料を添えて修正申告を行ってください。

2020 年 12 月 本関地区通関協議会 業務部 首席通関業監督官

第54回通関士試験の結果について

令和2年10月4日(日)に実施された第54回通関士試験の結果の概要は、下記のとおりです(一部税関 HP から抜粋)。

記

1. 受験者数•合格者数等

(単位:人、%)

	願書提出者数		受験	受験者数		合格者数		各率
	第 54 回	前年比	第 54 回	前年比	第 54 回	前年比	第 54 回	第 53 回
全科目受験者	7, 839	100. 3%	5, 934	104. 8%	857	121.0%	14. 4%	12. 5%
男性	4, 280	95. 5%	3, 204	102. 2%	424	116. 2%	13. 2%	11. 6%
女性	3, 559	106. 7%	2, 730	108. 0%	433	126. 2%	15. 9%	13. 6%
2科目受験者	707	105. 8%	600	105. 8%	124	174. 6%	20. 7%	12. 5%
男性	542	104. 0%	459	106. 0%	86	187. 0%	18. 7%	10. 6%
女性	165	112. 2%	141	105. 2%	38	152. 0%	27. 0%	18. 7%
1科目受験者	224	126. 6%	211	131. 9%	159	160. 6%	75. 4%	61. 9%
男性	197	125. 5%	184	129. 6%	138	162. 4%	75. 0%	59. 9%
女性	27	135. 0%	27	150. 0%	21	150. 0%	77. 8%	77. 8%
合計	8, 770	101.3%	6, 745	105. 6%	1, 140	129.8%	16. 9%	13. 7%
男性	5, 019	97. 3%	3, 847	103. 7%	648	130. 6%	16. 8%	13. 4%
女性	3, 751	107. 1%	2, 898	108. 2%	492	128. 8%	17. 0%	14. 3%

2. 合格基準

試験科目	合格基準
通関業法	満点の 60%以上
関税法等	満点の 60%以上
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	満点の 60%以上

(参考1) 第54回通関士試験実施税関別受験者数等

税関	試験地	願書提出者数	受験者数	合格者数	合格率
函館税関	北海道	147	120	14	11. 7%
東京税関		3, 219	2, 303	397	17. 2%
	新潟	108	79	15	19.0%
	東京	3, 111	2, 224	382	17. 2%
横浜税関		964	753	139	18. 5%
	宮城	147	123	22	17. 9%
	神奈川	817	630	117	18. 6%
名古屋税関		1, 170	957	164	17. 1%
	静岡	195	167	23	13. 8%
	愛知	975	790	141	17. 8%
大阪税関	大阪	1, 411	1, 125	201	17. 9%
神戸税関		1, 035	831	129	15. 5%
	兵庫	722	563	91	16. 2%
	広島	313	268	38	14. 2%
門司税関	福岡	617	486	74	15. 2%
長崎税関	熊本	114	89	12	13. 5%
沖縄地区税関	沖縄	93	81	10	12. 3%
合 計		8, 770	6, 745	1, 140	16. 9%

(参考2) 過去10年の通関士試験受験者数、合格率等の推移

区分	願書提出者数	受験者数	受験率(%)	合格者数	合格率(%)
平成 23 年(第 45 回)	11, 760	9, 131	77. 6	901	9. 9
平成 24 年(第 46 回)	11, 544	8, 972	77. 7	769	8. 6
平成 25 年(第 47 回)	11, 340	8, 734	77. 0	1, 021	11. 7
平成 26 年(第 48 回)	10, 138	7, 692	75. 9	1, 013	13. 2
平成 27 年(第 49 回)	10, 018	7, 578	75. 6	764	10. 1
平成 28 年(第 50 回)	9, 285	6, 997	75. 4	688	9. 8
平成 29 年(第 51 回)	8, 627	6, 535	75. 8	1, 392	21. 3
平成 30 年(第 52 回)	8, 491	6, 218	73. 2	905	14. 6
令和元年(第53回)	8, 661	6, 388	73. 8	878	13. 7
令和2年(第 54 回)	8, 770	6, 745	76. 9	1, 140	16. 9
第1回~54回計	439, 833	321, 038	73. 0	49, 387	15. 4

各位

関税率表第 07.14 項の物品のうち冷凍し又は乾燥したものについて (お知らせ)

日頃より、税関行政にご協力いただきありがとうございます。

関税率表第07.14項の物品のうち冷凍し又は乾燥したものの考え方につきまして、分類の不統一がありましたことから、改めて以下のとおりお知らせします。

「カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしよその他これらに類するでん粉 又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎」のうち「生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は 乾燥したもの」は、関税率表第 07.14 項に分類されると同項に規定されています。このう ち、冷凍し又は乾燥したものについては、前処理として熱処理を行ったものも含まれま す。

したがいまして、前処理として熱処理を行った後に、冷凍し又は乾燥したものは、同表 第 07.14 項に分類されます。

なお、完全に加熱されている等、前処理を超える加工が行われた物品であると判断される場合は、同項には分類されず、調製品として同表第 20.08 項に分類されることとなるので留意願います。

分類の考え方についてご相談がございましたら、業務部首席関税鑑査官部門(電話: 045-212-6156)にご連絡くださいますようお願いいたします。

日英包括的経済連携協定に係る業務説明会について

令和2年12月7日に「日英包括的経済連携協定に係る業務説明会」にかかる ご案内が税関ホームページに掲載されました。新型コロナウイルス感染症の感 染状況に鑑み、税関主催の対面による説明会は実施されませんが、日本関税協会 が運営するオンライン方式による説明会が開催されますので、参加を希望され る場合は日本関税協会へ直接申し込み願います。

また、参考資料として以下の内容が税関ホームページに掲載されますので、ご 確認ください(掲載はオンライン説明会終了後になります)。

- ・オンライン説明会動画(録画したもの・税関チャンネルへの掲載)
- ・オンライン説明会資料
- 説明会にお寄せいただいたご質問とその回答

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索

このページの本文へ

▶ 全国の税関

函館

東京

横浜 名古屋 大阪

神戸

門司

長崎

油縄

現在位置: <u>原産地規則ポータル</u> > 日英包括的経済連携協定に係る業務説明会を開催します

日英包括的経済連携協定に係る業務説明会を開催します

財務省関税局及び税関では、公益財団法人日本関税協会の協力を得て、包括的な経済上の連携に関する日本国 とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(「日英包括的経済連携協定」)の概要、原産地規則等 に関する説明会をオンライン方式(※)で開催いたします。

参加を希望される方は下記を参照の上、お申込みください。

(※)オンライン説明会は日本関税協会の運営により実施いたします(無料)。 新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、対面による説明会は実施いたしません。

説明内容

1. 日英包括的経済連携協定の概要について :財務省関税局•税関

2. 農林水産品に関する合意の概要について :農林水産省大臣官房国際部

3. 鉱工業品及びルール分野の合意の概要について : 経済産業省通商政策局

4. 日英包括的経済連携協定の原産地規則について : 財務省関税局・税関

開催日時及び実施方法

<u>〇日時</u>

【ライブ配信】令和2年12月11日(金) 14:00~(2時間程度。休憩を含む) 【録画配信】 12月17日(木) 14:00~(

ZOOMを利用したオンライン開催

〇参加定員

各回 450名

※ 関税協会会員以外の方もご参加いただけます。 定員が限られているため、各事業者様につき3名までといたします。

〇お申込み方法

日本関税協会へ直接お申込みください。

お申込み方法の詳細は、下のリンクから、日本関税協会ホームページ掲載の案内をご確認ください。 リンク: https://www.kanzei.or.jp/info/uk-japan epa.htm

○その他

説明会資料は、日本関税協会が事前に送付するリンクから取得してください。 本説明会の模様は録画の上、資料と共に後日税関ホームページに掲載いたします。

その他のお知らせ

○ご質問について

ご質問については以下のいずれかの方法でお送りください。

- ① 申込時の質問フォームをご利用いただく方法(事前質問 12/10受付分まで) 代表的なご質問について、オンライン説明会の中で回答いたします。 注:時間の都合上、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
- ② アンケートフォームの質問欄をご利用いただく方法

オンライン説明会にご参加いただいた方は、説明会終了後にご利用いただけます。 後日、税関ホームページ及び日本関税協会ホームページに回答を掲載いたします。 注:類似の質問はまとめた上で回答いたします。

※ 留意事項

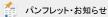
上記でお寄せいただいたご質問及びその回答は、原則、税関ホームページ及び日本関税協会ホームペー ジにFAQとして公開いたします。なお、上記において、質問者様への個別回答はいたしかねます。公開 を希望されないご質問及び個別の回答をご希望される場合は、<u>各税関首席原産地調査官・原産地調査官</u>へ 直接お問合せ下さい。

○税関ホームページへの掲載について

参考資料として、オンライン説明会終了後可及的速やかに、以下を税関ホームページに掲載いたします。

- ・オンライン説明会動画(録画したもの・税関チャンネルへの掲載)
- オンライン説明会資料
- ・説明会にお寄せいただいたご質問とその回答(FAQ)

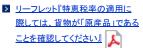




▶ リーフレット「日EU協定に基づくEU <u>税関当局からの情報提供要請</u>」



▶ リーフレット「経済連携協定の品 <u>目別規則が検索できます」</u> 人



▶ リーフレット『特恵税率適用に関す る「事後確認」の実施について』



▶ リーフレット『中古品に対する日 EU協定の原産地規則の適用につ いて』

■ リーフレット『日EU協定に基づく情 報提供要請』



🦝 ご相談・お問い合わせ

- ▶ お問い合わせ
- ▶ EPA自己申告制度を利用した日 本からの輸出のご相談(対面又 はメール)
- ▶ 原産地手続きや原産地規則に関 するお問合せは、こちらをご利用 ください。



└── よくある質問

▶ よくある質問(FAQ)

説明会に関するお問合せ

○説明会の実施・申込・運営に関するお問い合せ先 日本関税協会 (電話)03-6826-1433

〇その他のお問い合わせ先

財務省関税局原産地規則室 (電話)03-3581-4111(代) 関税局・税関 EPA原産地センター (電話)03-3456-2171 各税関首席原産地調査官·原産地調査官 (<u>問合せ先一覧</u>)

▲ ページの先頭へ

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1(財務省関税局) 財務省案内図 Copyright(C) 財務省